

査読研究ノート

裁判員制度の意義における被疑者・被告人の人権保障 あるいは適正手続の保障について

佐藤 伸彦*

要旨

裁判員裁判について、選任手続への出席率の低下が見られるなど、裁判員法1条の趣旨は必ずしも実現していないようにも思われる。

ここで、裁判員法上、その趣旨が国民の理解増進と信頼向上にあるように見える。しかし、その結果として、被告人の人権保障に反するものとなってはならない。

そこで、本稿では、あらためて裁判員制度の意義を透明化、明確化していくために、適正手続あるいは被告人の人権保障という観点から裁判員制度の意義と導入をめぐる議論を再度整理する。その上で、裁判員制度の意義・趣旨をめぐる議論の中で被告人がどのように位置づけられているかを検討する。

裁判員制度の意義に関する議論の背景には、それまでの刑事司法に対するイデオロギッシュな対立がある。そうした対立を通じて、裁判員制度は、国民のための制度として国民を司法に参加させることにより「より公正・適正な刑事裁判」になるという点に意義が見出されている。そこでは、裁判員制度は「被告人のため」のものではなく、「国民一般のため」の制度として意義があると考えられている。そのため、裁判員制度において、被告人が十分に主体として位置づけられていないように思われる。国民一般である裁判員が、被告人に対して主体性を認め得るかどうかは、個々の裁判員にかかっている。刑事裁判に裁判員として参加する国民に、被疑者・被告人の手続保障が理解されているかが肝要となる。

キーワード

裁判員制度、適正手続、司法制度改革、誤判、えん罪、刑事手続

I はじめに

2015年6月5日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」(以下、「裁判員法の一部を改正する法律」)が可決成立、同年12月12日に施行された。本法律は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下、「裁判員法」)附則9条において施行後3年を経過した場合に施行状況を検討し、必要があると認めるときには、検討結果に基づいて裁判員制度

* 執筆者：佐藤伸彦
所属/職位：立命館大学大学院先端総合学術研究科一貫制博士課程
機関住所：〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町56-1
E-mail: bunohiko@outlook.com

が司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるような措置を講ずるものとする、とされているところの、法務省に設置された『裁判員制度に関する検討会』による「とりまとめ報告書」等に基づいている²。国会審議の段階での裁判員制度の総括的評価としては、法務大臣がおおむね順調で国民においてもいい方向に定着していると積極的な評価をした。これに対し、それに同調する意見もあった一方で、世論調査や最高裁判所による「裁判員制度の運用に関する意識調査」などから法務大臣の評価を疑問視するなど消極的な評価も多かった³。そうした総括的評価と関連して、施行後から審議当時までに選定された裁判員候補者の辞退率が上昇、裁判員等選任手続への出席率の低下が問題とされた⁴。そして、出席率が低下している原因についての最高裁判所事務総局の見解としては、「国民の裁判員制度への理解と支持が十分に得られていないこと、裁判員経験者が『良い経験だった』としている裁判員裁判の経験が、国民全体として共有されていないことを一因と」している⁵。そして、最高裁判所と法務大臣は、裁判員制度が国民に理解されるような広報啓発活動に取り組んでいきたいとした⁶。

ここで、飯考行(法社会学)によれば、裁判員法施行後、裁判員法第1条に定める「国民の理解の増進と信頼の向上」という趣旨が実現しているかを中心に検討した結果、次の点が明らかになったという⁷。すなわち、「裁判員法1条の趣旨は、必ずしも実現しているとは言えない一方、それ以外の多様な趣旨がありえ、また発現しつつあること」⁸である。飯はこうしたことが、国民の裁判員制度への理解と支持が十分に得られていないという逆説的な状況を招いた可能性を指摘する。その上で、「あらためて裁判員制度の趣旨を理論的かつ実態的に透明化、明確化する必要がある」⁹と今後の課題を示している。

本稿では、後述するように、これまで主張されてきた裁判員制度の意義について、三つの学説に分類した。いずれの見解に立つにしても、「国民のための」制度として展開されているものであり、本稿は、これまでの学説対立の中で、被疑者・被告人の地位が主体化されているのか、という問題意識を背景として再考するものである。この点については、飯の指摘する多様な趣旨の発現との見方においても同様の問題があると考えられる。

裁判員法上「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上に資すること」(1条)がその趣旨とされている。もっとも、裁判員制度が刑事手続において採用されている以上、国民の理解増進・信頼向上の一方で、適正手続あるいは被告人の人権保障に反するものとなってはならない。他方、同様に、後に詳述するように、裁判員制度の趣旨(ないし意義)を、国民の理解増進・信頼向上という観点ではなく、国民主権・民主主義あるいは自由主義の観点から説明する見解がある。このような見解は、裁判員が裁判官と異なり、被疑者・被告人の視点に立ちうるものであり、裁判員制度がより公正な・適正な裁判に寄与すると指摘している。そこでは、「国民」と「被告人」を同胞視する傾向にあるように思われる。しかし、適正手続の理解が容易でないとの指摘は従来からなされており、「国民」と「被告人」を同胞視することが妥当かは議論の余地があるよう

に思われる。

そこで、本稿では、裁判員制度の趣旨を理論的かつ実態的にあらためて透明化、明確化していくために、適正手続あるいは被告人の人権保障という観点から裁判員制度の意義と導入をめぐる議論を再度整理し、裁判員制度の意義・趣旨をめぐる議論の中で被告人は十分に位置づけられているのか検討する。

II 司法の国民的基盤の強化としての裁判員制度

1. 裁判員制度導入の意義

裁判員制度の導入・実施により国民的基盤を強化し十分な機能を発揮するためには、国民の司法参加という制度が国民にとって支持され、理解される制度でなければならないと考えられている¹⁰。

さらに、司法制度改革審議会意見書では、司法においても統治客体から統治主体へと国民の意識転換を促し、公共意識を醸成し、公共的事柄へ主体的に参加することが期待されるその一環として裁判員制度が提言されている。そこでは、裁判員制度には司法という公共的事柄に対して主体的に参加する統治主体という公共的市民意識を育成させることが期待されている。この点は、法教育研究会「報告書」においても、法や司法に関する学習機会の充実が必要とされるのは、国民自身が権利と責任を自覚して、自律的な活動を支えるための法や司法の役割を認識したうえで、法律専門家の助力を受けつつ紛争に巻き込まれないような備えをしつつ、「紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身につける必要がある」¹¹としている点を指摘する。こうした要請は、1999年以降の一連の改革により、公共的事柄への国民の参加が以前にも増して求められるようになってきていることにあるとし、裁判員制度もその一環として位置づけられている。

ここで、裁判員制度の意義について、①最終的に裁判員法上に明示されたような「国民の理解増進とその信頼の向上」という点に求める見解¹²と②国民主権ないし民主主義の理念に基礎づけられるものとする見解¹³、③裁判員制度には民主主義に加えて自由主義的意義が体现されるとする見解¹⁴に大別できる¹⁵。こうした見解の対立は、これまでの刑事司法に対する評価とも関連している。まず、①の見解は従来の刑事司法には根本的な問題や重大な欠陥はなく、国民からも信頼されているとみる。そして、より国民に理解され、信頼される刑事司法の追求・実現によってより強固な民主的正統性を伴った国民的基盤を確保することにあると考えられている¹⁶。この見解は、いわゆる「精密司法」（取調べを中心とした捜査活動によって作成された詳細な資料を検察官が綿密に検討し、確実な証拠と訴追の必要性から起訴された公判では取調べ段階で作成された書証を多用して仔細にわたって真相解明が追求され、判決に至っている

とされる日本独自の刑事司法を形容したもの¹⁷を肯定的に評価する。他方で、②・③の見解からは、捜査機関の令状主義の空洞化や公判では捜査機関で作成された供述調書に過度に依存して裁判所が調書裁判となっている、またその結果として真相解明に傾斜する捜査機関の供述調書を追認する場になっている、など人権保障の原則が形骸化して国民が期待する刑事裁判からは距離がある等主張される¹⁸。そして、そのような司法の人権保障機能が低下した現状を打破し、国民主権の下で国民に開かれた身近な司法を目指して国民の司法参加制度の導入を基礎づける¹⁹。ここでは「精密司法」が反面で、捜査の糾問化、公判中心主義の形骸化、被告人の防御権保障の後退を招いた結果、無罪獲得が困難となったと指摘する²⁰。したがって、裁判員制度によって「精密司法」を克服し、人権保障機能を達成しようとする²¹。

2. 「精密司法の克服」へのアプローチ―「より公正・適正な刑事裁判」論

もっとも、②・③の見解はそれぞれ「精密司法」の克服の仕方でも異なるアプローチをとっている。まず、②・③は①の見解からいずれも、次のような批判を受ける。すなわち、「日本国憲法は、国民が直接に司法権を行使する、ないし、直接にこれに参加することによって初めて、国民主権の下における司法の民主的正統性に位置づけられる立場には立っていないのではないか²²。より具体的には、憲法は議院内閣制を前提とした裁判官の任命または指名という点に立法・行政とは異なる司法の「統治作用の民主的正統性のぎりぎりの根拠を求めていると解される²³。それゆえ、「国民主権ということから、直ちに立法、行政と同じように、当然に司法権の行使にも国民が参加すべきであると説くとするなら、そこには論理の飛躍がある」が、「裁判の過程が、より国民に開かれたものとなり、また国民の健全な良識が裁判の内容に反映されることによって、司法がよりよく理解され、より広くかつより深く国民の支持を得るようになるれば、司法はより強固な民主的正統性の基盤を得ることができる関係に立つ²⁴というものである。したがって、国民の司法参加という制度をもって司法の民主的正統性が直接に位置づけられるのではなく、国民が司法に参加し、裁判に国民の健全な良識が反映され、国民によりよく理解され支持されるようになることを通じて、司法の民主的正統性の基盤が確保されると考えていよう。また、近代憲法における司法権は、民主主義ではなく司法の独立性によって正統性が確保されてきたのである²⁵。そして、司法権の使命が、「多数意思の圧力による少数者の自由の窒息に対する安全弁であり、また国政の極端な偏向に対する調整器である役を果たすことにあるとすれば、裁判所の組織に立法部や行政部と同じような多数意思がはたらくことに危険が感じられるであろう。民主主義において、立法や行政が政党化し階級化することは自然であるとしても、司法までがそうなることはその使命から見て致命的である²⁶と指摘される。そこで、「司法は政争や階級闘争に対しても、それが憲法の土俵内で行われるフェア・プレイであることを監視する公平な行司役でなければならない。この意味で逆説的になるが、司法までが民主化しないところに合理的な民主主義の運用があるといえよう。ここに民主司法の当面

しなければならないジレンマがある』²⁷という。いわゆる「民主（的）司法のジレンマ」論である。これに対して、②の見解は、司法権の役割を単純な多数決原理として理解するのではなく、国民が自ら司法に参加して裁判官との討議を通じて司法権の発動をチェックすることに求める²⁸。この見解は、憲法が保障する自由権のカatalogを他者への配慮を伴う市民の「理性的な討議へと参加するための地位」として保障するものとして理解する²⁹。すなわち、「日本国憲法下で採用する民主主義としては、討議民主主義が採用されることが望ましいと考える」³⁰のである。ここで「討議民主主義の効用は、『公共善』の発見のためにも、少数者の主張の排斥が、私益による多数決によって行われることがないようにする点にもあると考え」³¹ている。また、③の見解においては、陪審制あるいは参審制という市民の裁判への直接参加制度には民主主義的意義と自由主義的意義があるとする³²。この点、一方で、裁判員制度も同様であり、民主主義原理を具現化したものであると理解する。他方で、市民参加により「『裁判官に対する司法行政権の行使を通じての最高裁判所によるコントロールから裁判を遮断』し、裁判官の職権行使の独立を実質化させることにつながる」として自由主義的意義を有していることも指摘する³³。裁判員制度の自由主義的意義を認めるこの見解では、裁判員制度の導入によって、裁判員の負担や裁判員にとって「分かりやすい審理」³⁴が目指される。そこで、供述証拠中心から直接主義・口頭主義の強化、実質化し、人証中心の証拠調べが積極化して公判中心主義の再生の契機が生まれた点を指摘する³⁵。そして、そうした刑事司法改革が「精密司法の克服」を志向するものであり、この点に裁判員制度の自由主義的側面を見出すのである。

もっとも、憲法学者の常本照樹によれば、陪審制・参審制の歴史的観点に鑑みると、近代憲法下においては、民主主義ではなく司法権の独立性によって正統性が確保されてきたと指摘する³⁶。また、司法権が国家権力の一要素であり、司法権行使の結果として強制力を持って判決が執行されるという点で原理的には司法の権力性は否定できないという³⁷。常本によれば、そうした意味で、司法権の権力性に対抗するという形で陪審制・参審制には自由主義的意義がある。さらに、日本の裁判所制度に対しては、司法行政権の行使によって最高裁が個々の裁判官に対して権力的になっているとの批判が少なくない点をあげ、「司法の独立を達成したと同時に、裁判所制度内における裁判官の独立は失われたといえるのかもしれない」と指摘する³⁸。そして、日本の裁判所制度がそのような現状にあるとするならば、司法権の独立原理は、本来の自由主義的意義を失っているという。そこで、「最高裁のコントロールを受けない陪審あるいは参審のような国民参加制度は、裁判をそのようなコントロールから遮断するという意味での自由主義的意義を有しているといえるようにも思われる」³⁹とする。常本は、司法への国民参加制度を司法権の独立という観点から直ちに否定しない。しかし、司法権の独立が多数者の意思に対し、司法独自の機能として、本来、裁判官の専門性が少数者の人権保障機能に向けられるという点もある。こうして、常本は、「具体的な司法参加の方法を考えるときには、この両者の要請の調和に配慮すべきである」⁴⁰と指摘する。

ここまで見てきたように、裁判員制度の導入意義などをめぐって、従来の刑事司法に対する「イデオロギッシュな」⁴¹対立があった（ある）。それにも関わらず、司法への国民の直接参加制度が導入されたという点で、今次の司法制度改革はこれまでの司法改革のなかでも大改革といえよう⁴²。

裁判員制度が司法制度改革審議会意見書で提言された段階では、国民主権が理念的な背景や基盤にあることは間違いないが、具体的な制度設計にあたっては意見が分かれるので国民主権等の文言を強調するというようなまとめにはしなかったという説明がなされている⁴³。加えて、そうした背景もあってか、裁判員法の目的規定である第1条の文言をめぐってはそれほど時間が割かれていない⁴⁴など、裁判員法の趣旨・意義はあいまいな部分を残して制定されたようにみえる⁴⁵。そのため、裁判員法第1条の明文上も国民主権・民主主義といった文言は外され、「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事手続に関与することが司法に対する国民の理解増進とその信頼の向上に資する」ものとして裁判員制度の導入に至ったと考えられる。こうして、裁判員制度の導入の意義は、その含意にあいまいさを残しつつ、国民を直接刑事裁判に参加させることによる「より望ましい」⁴⁶あるいは「より公正・適切な」⁴⁷刑事裁判の実現という点に見出されたものと思われる⁴⁸。

Ⅲ 「より公正・適正な刑事裁判」論に対する批判的検討

1. 裁判員制度における「国民一般」と「被告人」の位置

ここまで、裁判員制度の意義をめぐるとの対立により、結果としてかえってその意義の理解にあいまいさが残ったという点を指摘した。そして、国民を直接刑事裁判に参加させるという点に一致点を見出し、いわゆる陪審制でも参審制でもない「裁判員」制度が採用された⁴⁹ものと考えられる。

ここで、裁判員制度が意見書において「個々の被告人のためというよりは」、「国民一般にとって、あるいは裁判員制度として重要な意義」があるために導入が提言された点が注目される。意見書によれば、「刑事司法の目的は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権を全うしつつ、的確に犯罪を認知し・検挙し、公正な手続きを通じて、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速に刑罰権の実行を図ることにより、社会の秩序を維持し、国民の安全な生活を確保することにある」⁵⁰としている。そして、「国民が期待するところも、刑事司法がこのような目的を十分かつ適切に果たしていくことにあると考えられる」⁵¹とする。このように裁判員制度は「国民一般」のための制度であり、必ずしも被告人のためのものでないものとして理解していることは、興味深い。例えば、第26回司法制度改革審議会で配布された法務省資料では、刑事司法に期待を寄せる国民について4つの立場に分類する⁵²。すなわち、①被疑者・被告人としての国民、②犯罪被害者としての国民、③目撃者・証人等としての国民、④一般国民、である。そこ

では、それぞれ刑事司法に求める点が異なっていることから、一般国民と被疑者・被告人が区別されている。そして、刑事司法の目的について「適正手続の保障の下で」という留意はあるものの、「社会の秩序を維持し、国民の安全な生活を確保することにある」と刑事訴訟法第1条の目的よりも社会秩序維持に踏み込んでいる。ここから、裁判員制度においては、国民一般と被疑者・被告人がひとまず切り離されていると考えられる。

こうした被告人のためではなく、国民一般へ向けた制度として裁判員制度が導入されたことは、「極めて衝撃的である」⁵³。「裁判員制度が『被告人のため』ではない以上、適正手続の要請が初めから後退していることだけは確かである」⁵⁴という批判は、明文上、国民の理解増進と信頼向上を目的とした裁判員法に照らしても重要であると思われる。

この点、従来の刑事司法を否定的に解する見解から、次のような指摘がある。裁判員制度が直接主義・口頭主義の強化による公判中心主義の再生や公判前整理手続、取調べの可視化などの被疑者・被告人の防御権の強化につながる他の刑事手続改革と相まって、「より公正・適切な刑事裁判の実現に寄与する」というものである⁵⁵。また、「市民の参加は、プロセスの透明性と客観性を高め、その公正さを向上させる。そして、それは裁判結果に対する社会的な信頼や支持につながる」との指摘も見られる⁵⁶。すなわち、裁判員に対する「分かりやすい審理」は、調書中心の裁判から直接主義・口頭主義の実質化をもたらすなど、公開の法廷で裁判員に対して公判中心の裁判手続として開かれることで公正な刑事手続を構築することになるという。この点で、刑事裁判に対する国民の理解と信頼を得るとともに、被疑者・被告人のためにもなると考えられているようである⁵⁷。

また、純理論的に考えれば裁判員裁判において、職業裁判官のみによる裁判の場合よりも、誤判・えん罪が減少するだろう、という想定も自然であるとの指摘⁵⁸も見られる。この指摘は、職業裁判官の経験からくる相場観は裁判結果の安定をもたらすとともに無罪を見落とす危険性も孕んでいるという。そこで、「裁判員は、『すれていない』。そのため、被告人の弁解を嘘だと決めつけず、『そういうこともあるかもしれない』と考える自由度が高く、「裁判官だけで事実認定をするのに比べて、有罪立証に対する合理的疑いが認められる可能性が増す」⁵⁹という。このような点から、国民が刑事裁判に参加し、「裁判内容に国民の健全な社会常識が反映される」⁶⁰ことで自由主義の実現が果たされうるとされている。

裁判員制度がより公正・適正な裁判の実現に寄与し、あるいは被告人のためになるという以上の指摘は、国民一般に対する次の理解を前提としているように思われる。すなわち、裁判員法1条を「裁判員制度が一般市民である裁判員の意見が裁判結果に反映されることによって、裁判の説得力と正統性が強化されることを表現していると理解すべき」というものである⁶¹。その上で、「このような見解に対しては、裁判員制度は民衆の一部を統治機構の中に取り込むことによって、統治する側と統治される側の緊張関係を隠そうとするものだという批判がある」⁶²と指摘する。「しかし、裁判員が官僚裁判官に取り込まれて、被告人の権利と敵対するか

どうかを決めるのは、裁判員自身であり、また裁判員に被告人側の視点と論理を提供する弁護人である。ここで、法律家に問われているのは、ふつうの市民が持つ自律性とそれを力づける弁護人の力量を信じるかどうかである⁶³ということである。

確かに、被告人と敵対するかどうかは裁判員自身によって決められるものである。そこでは、裁判官の相場観に左右されない「すれていない」市民（国民）は、被告人の権利ないし被告人側の視点に対して友好的でありうる市民が前提とされていよう。また、多様な経験をもつ市民が参加することで、裁判が「創発的な話し合い」の場となり、判断がより適正化されることを期待している⁶⁴。

しかし、そこでいう「創発的な話し合い」の場も基本的には「裁判官ならびに裁判員が想定され、かつそれに限られるというのが論者の前提にあるように思われる⁶⁵。また、司法という公共的事柄に対して主体的に参加する統治主体という公共的市民意識の醸成も、対象は裁判員であり、「刑事手続の場合、権利侵害の対象であり、最も重要な利害関係人である被告人は討議に直接参加することはない⁶⁶」のである。すなわち、「権利侵害の帰属先が討議の主体たりえない⁶⁷」のである。そのため、市民（国民）の司法参加による裁判の適正化を主張する見解には、裁判員の行う判断が裁判官に対して向けられるのと同時に、被告人に対しても向けられている点についての議論が不十分であるように思われる。

裁判員制度の意義について論じられる場合、司法の国民的基盤の強化、あるいは司法の民主化、ないしは自由主義的な（裁判所に対する）権力的コントロールという側面が強調されがちである⁶⁸。「法の支配」の観点から統治客体から統治主体への転換を図ろうという司法制度改革の一環として提言された裁判員制度にあって、国民を「裁判員」として主体的に参加させるという点は共有されている。国民を直接司法参加させることによる意義は多様な視点から説明されうるが、国民が主体的に参加するという意味において「国民一般にとって、あるいは裁判員制度として重要な意義」を有しているものと考えられていよう。しかしながら、国民の司法参加によって討議民主主義あるいは自由主義的機能が発揮されることで、多様な角度から評議が可能となって裁判官の専門合理性を適正化するとともに、分かりやすい裁判が追求されることでより公正化・適正化するという見方は、基本的には裁判所（裁判官）に対して向けられるものであると考えられる。ここで、取調べの可視化など従来から批判されてもなかなか進まなかった刑事手続改革が裁判員制度を契機に大きく前進したことは確かである⁶⁹。もっとも、裁判員制度によってもたらされた刑事手続改革は、裁判員制度導入によって抵抗が緩和された結果としての間接的な効果として実現したものであると考えられる。刑事手続改革と「相まって」と表現されることがあるように、裁判員制それ自体が被告人の防御権を強化することにつながるわけではない。また、法務省資料においては国民一般と被疑者・被告人が区別されているように、裁判員制度を「同胞による裁判」⁷⁰として位置づけることは妥当でないと考えられる。

さらに、「ふつうの市民が持つ自律性」への信頼は問題となる。例えば、「国民の司法参加（民

主義）によって（無辜の）被告人（市民）の自由が誤って侵害されおそれは減少する」という見解⁷¹は、「すれていない」市民（国民）に大きな信頼を寄せている。「国民の健全な常識」に基づいた結果、裁判員裁判では処罰範囲が広がったり狭まったりしうる。しかし、その結果が裁判員の「健全な常識」であるならば、裁判員の判断に従うべきとする⁷²。その一方で、「『一般国民の常識や感覚に反してでも守るべき重要な価値は存在する』」⁷³と留意点を挙げている。

2. 裁判員による事実認定と手続保障

裁判員制度において「素人が事実認定を誤る根拠は」⁷⁴ない。しかし他方で、裁判員が事実認定を誤らないということまでいえるわけではない。刑事手続上、手続保障の観点から時に「常識」を乗り越える必要があるという問題提起は、刑事訴訟法学者からこれまでも指摘されている⁷⁵。刑事手続上の伝統的課題である。とりわけ、「被疑者・被告人の黙秘権は、理解されにくい権利」⁷⁶といわれてきた。こうした指摘に鑑みれば、適正手続きあるいは被告人の人権保障という観点から、理論的にもなお国民の司法参加についてはその参加方法を含めて検討の余地が多分に残されているように思われる。

さらに、被疑者・被告人の手続保障については厳しい態度であり、高学歴者などでも具体的な文脈になると手続保障に好意的でない方向を示す一般的傾向を示す法社会学者による調査⁷⁷に見られるように、被疑者・被告人の手続保障が裁判員としての国民の「健全な常識」として組み込まれているかは疑問もある⁷⁸。また、人間が必ずしも「合理的な」判断を行えない場合があること、そして裁判員の実事認定であっても感情などに影響されて「合理的な」判断がなされない場合がありうるという法と心理学の領域からの指摘⁷⁹もみられる。あるいは、模擬裁判の会話分析から裁判員が何者として発言するののかという点について、裁判員は基本的に「裁判員」として評議に参加しつつ、他方で「裁判員」以外のアイデンティティでの意見表明は、基本的には「隠れている」ものであり、「裁判員」以外の評議における特別の活動として行われる場合に発現するという指摘もある⁸⁰。また、模擬裁判の会話分析を通じて、裁判員が用いる一般的な常識も「文字どおりの経験則の使用ではない」⁸¹という特徴から、「健全な常識」の内実は明確でない点が指摘されている。国民が司法参加することが結果的に被告人のためにもなるだろうという理論的主張も、「純理論」的でない他領域の研究成果を踏まえて見直す必要があるように思われる。

確かに、「裁判員制度が、憲法の保障する適正手続に違反しているとは当然にはいえない」⁸²ところが、「裁判員が適正手続の適切な理解を欠いている場合、意見書の論理では、結果として刑事司法の使命である『犯罪があったと思われる場合に、その真相、正確な事実を明らかにし、犯人を的確に摘発・処罰する』ことに収斂する」⁸³ように思われる。刑事司法の民主化という国民の司法参加の意義と刑事裁判の公正さ・適正さは、それぞれ個別に検討されることが

妥当と考える。ただし、裁判員制度下における判断と刑事裁判の公正さ・適正さの具体的検証は、裁判員の守秘義務等もあり、限界もある。加えて、現行制度上、裁判員制度に対する上訴審の態度は、裁判員裁判の判断を尊重すべきとの議論がなされていることもあり、控訴審の破棄割合が下がっている⁸⁴など、裁判員裁判の判断を覆すことには慎重な態度がうかがえる。この点、最高裁は事後審としての控訴審の役割を強調し、裁判員裁判における事実認定の判断を尊重すべき指針を示している⁸⁵。確かに、裁判員裁判の事実認定や量刑判断に対して、職業裁判官のみで構成される上訴審でその判断が変更されるケースが増えると、一般国民の感覚や常識を裁判に反映させるという裁判員制度の目的に反する可能性がある⁸⁶。その結果として、裁判員が司法に関与することが「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」という裁判員法上の趣旨を実現できなくなる。

その一方で、被告人を有罪とした裁判員裁判に対する上訴審（あるいは再審も同様）において、裁判員裁判の判断を尊重すべきという態度が過度に硬直化すると、裁判員の判断＝国民の「常識」＝公正・適正な刑事裁判という図式の下、裁判員制度によってかえって誤判・えん罪の可能性を検証する機会が狭まる危険もあるように思われる。

IV 裁判員制度の意義と被疑者・被告人

以上のような点から、これまでの裁判員制度をめぐる議論においては、国民にとって意義のある制度という点が強調される一方、被告人のための制度としては必ずしも理解されないという点はそれほど強調されてこなかったように思われる。そのような意味では、適正手続の要請が初めから後退しているとの批判も全く不当なものとはいえないだろう。本稿で3つに大別した裁判員制度の意義についての見解のいずれに立ったとしても、「国民にとって」の「より望ましい」あるいは「より公正・適切な」刑事裁判と理解でき、被告人の地位が十分に主体化されていない。

こうした見方に立つならば、適正手続あるいは被告人の人権保障という観点からは裁判員制度の意義は被告人にとって不明確なものであると考えられよう。

国民を刑事裁判に参加させる国民の司法参加制度の一つとしての裁判員制度は、「国民にとって」意義を持つ制度である。①説は、意見書でも示された通り、そもそも、国民一般のためのものと構想されているのであって、裁判員制度の導入それ自体は被疑者・被告人の地位を主体化させるものとは理解されていない。①説のように「国民の理解増進とその信頼向上」を裁判員制度の意義と考え、刑事司法の目的を社会秩序の維持・国民生活の安全の確保を期待する国民へ向けた制度と捉える場合、被疑者・被告人に対する適正手続の保障との調和が常に問題となる。ここで、被疑者・被告人の人権保障あるいは適正手続の保障の観点からみれば、刑事司法の目的との関係で制度上、限界を抱えているように思われる。また、②・③説は、国民の司

法参加によって裁判官の判断をチェックあるいはコントロールしつつ、「精密司法」と呼ばれたこれまでの刑事司法の問題点を克服し、「より望ましい」あるいは「より公正・適正な」裁判を確保できるものと考えていよう。裁判員制度下で主体化される「国民」とは、厳密には被疑者・被告人とは区別・切り離された国民一般である。この点は、②・③説に立っても同様であり、裁判員制度と共に他の刑事司法制度改革との関係で間接的に被疑者・被告人の防御権強化につながると考えられているのであって、裁判員制度導入の直接的効果ではないと思われる。既述したように、被告人の権利と敵対するかどうかを決めるのは裁判員自身であるが、被疑者・被告人の手続保障については一般的に厳しい態度を示したりするなどの法社会的・法心理学的な先行研究の現状に鑑みれば、常に被告人の権利に対して友好的に判断するわけではない。

裁判員制度それ自体としては、①説はもとより、②・③説のいずれの見解に立っても、国民を統治主体と位置づけようとするものであり、構造上、被疑者・被告人の主体化という問題には限界があるようにも思われる。

V おわりに

本稿では、従来の刑事司法に対する評価に関するイデオロギッシュな対立を踏まえて、裁判員制度の意義があいまいなままになり、そのために国民主権や民主主義といった「司法の民主化」の観点から導入したと捉えられうる文言が明示されなかったことを示した。そして、そうしたイデオロギッシュな対立なありながらも、国民を司法に参加させることでより公正・適正な刑事裁判になるという点に裁判員制度の意義が見出されていたことを明らかにした。しかしながら、適正手続あるいは被告人の人権保障という観点から裁判員制度の意義をみるならば、被告人の地位の位置づけが不十分なままに論じられているのではないだろうか。

裁判員制度が多様な経験を反映し多様な角度から評議され、「ふつうの市民の自律性」が発揮されるような制度を設計するためには、裁判員の事実認定や量刑判断の構造がどのように行われているかといった実証的研究を踏まえつつ、理論的にも構成し直していくことが今後必要とされよう。近時、裁判員裁判に関する裁判官・裁判員の事実認定や量刑判断の構造など法と心理学とよばれる観点からの研究が進みつつあり、こうした研究から被告人にとって望ましい裁判員裁判の評議デザインを行うことが今後の課題として挙げられる。

また、裁判員が適正手続の適切な理解を促すため、法的な発達段階を踏まえて学校教育等の場でも刑事手続に関する法教育の普及が望まれよう。ただし、発達心理学においては道徳的判断の発達に関する研究の蓄積があるもの、これまではほとんど法的判断を区別しつつ検討されてこなかったという点が指摘されている⁸⁷。心理学との協働により、道徳的判断の発達と法的判断の発達の異同を明らかにしていくことも今後の課題である。

注

- 1 裁判員制度に関する検討会「『裁判員制度に関する検討会』とりまとめ報告書」（2013年6月）
<http://www.moj.go.jp/content/000112006.pdf>（2017/04/19アクセス）
- 2 裁判員法の一部を改正する法律の審議・成立過程について、内田亜也子「施行後6年を迎えた裁判員制度の評価と課題」立法と調査 No.368（2015）16-31頁がまとめている。
- 3 内田・前掲注（2）20-21頁。この点につき、第189回国会衆議院法務委員会議録第10号、第189回国会参議院法務委員会会議録第13号を参照のこと。
- 4 内田・前掲注（2）21頁。また、第189回国会衆議院法務委員会議録第10号14、19、20、23頁、同第11号4頁、第189回国会参議院法務委員会会議録第13号1、2、9頁も参照のこと。
- 5 内田・前掲注（2）21頁、第189回国会参議院法務委員会会議録第13号2頁。
- 6 内田・前掲注（2）21-22頁。第189回国会衆議院法務委員会議録第10号14頁、第189回国会参議院法務委員会会議録第13号2頁も参照のこと。
- 7 飯考行「裁判員法の趣旨と実像」太田勝造・佐藤岩夫責任編集『法と社会研究 創刊第1号』（信山社、2015）155頁。
- 8 飯・前掲注（7）155頁。
- 9 飯・前掲注（7）155頁。
- 10 法務省「IV 国民的基盤の確立」『司法制度改革審議会意見書—21世紀を支える司法制度—』102～103頁。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-4.pdf>（2017/04/19アクセス）
- 11 法教育研究会「報告書」『我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐぐむために』（2004）3頁。<http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>（2017/04/19アクセス）
- 12 例えば、池田修ほか『解説 裁判員法—立法の経緯と課題〔第3版〕』（弘文堂、2016）6頁、辻裕教「『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』の解説（1）」法曹時報59巻11号55頁、酒巻匡「裁判員制度の意義と課題」法学教室308号（2006）11頁。

なお、酒巻は、「制度導入の趣旨・理由を単純素朴な現状批判や民主主義原理（『国民の手による裁判』のみに帰することはできない）」（10頁）としつつ、別稿（「酒巻匡ほか〔座談会〕裁判員制度の可能性と課題」法律時報77巻4号（2005）13頁）で「司法権の行使に係る裁判員制度は民主主義と直結する制度としては構想されていないのは明らか」との理解を示している。

- 13 例えば、第31回司法制度改革審議会議事録で藤田耕三委員は、「司法の民主化という視点から、司法手続に国民の主体的参加を求めるという点は「これはもうコンセンサスとっていいのではなかろうか」と同意を求める発言をしている。また、第62回司法制度改革審議会議事録では、高木剛委員が中間報告と比べ最終報告書があまりに「国民主権」という言葉を消し過ぎだと主張している。司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会の委員であった弁護士の四宮啓委

員も、今次の司法制度改革が「国民を、個人の尊重と国民主権を内容とする『法の支配』の主役にしようとした」ものとしたうえで、「だから国民に司法を担ってもらうことは自然なことだと思ふし、裁判員としての経験は主権者意識を大いに高める」としている（四宮啓『裁判員制度』は国民と被告人のために機能するか—二人の弁護士の対話』法と民主主義399号（2005）37頁）。また、司法の役割が少数者保護にあって民主主義と司法権の独立は相容れないのではないかという考え方に対しては、少数者保護の原理を国民自身が行使することが国民の司法参加の意義であり、司法に国民が入ることにより、多数原理を持ち込むことにならないという見解を示している。さらに、第159回衆議院国会本会議では、民主党・小林千代美議員が、法務大臣による裁判員法案の趣旨説明に対する質疑の冒頭で「立法、行政だけでなく、司法にも参加して初めて真の民主主義が完成される」と述べている。

なお、学説上この立場にあたるものとして、緑大輔「裁判員の負担・義務の正当性と民主主義」法律時報77巻4号（2005）40-44頁、福井厚「裁判員制度と『民主司法のジレンマ』論」法政大学法科大学院紀要第6巻第1号（2010）33-45頁、田中輝和「裁判員制度はなぜ必要か」東北学院大学法学政治学研究所紀要第18号（2010）57-75頁など。

- 14 例えば、後藤昭「裁判員制度と弁護人への期待」日本弁護士連合会編『裁判員裁判における弁護活動』（日本評論社、2009）3-11頁、葛野尋之「裁判員制度における民主主義と自由主義」法律時報84巻9号（2012）4-9頁。また、陪審制や参審制といった国民の司法参加制度一般についての指摘ではあるが、常本照樹「司法権—権力性と国民参加」公法研究57号66-81頁、常本照樹「国民の司法参加と憲法」ジュリスト1198号160-166頁も参照。
- 15 柳瀬昇『裁判員制度の立法学—討議民主主義に基づく国民の司法参の意義の再構成』（日本評論社、2009）107-114頁は、司法制改革審議会から司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会、そして裁判員法案審議・成立までの立法過程をめぐる議論を考察する中で、裁判員制度の意義を大きく2つに区別する。すなわち、理解増進・信頼向上説と民主主義基礎づけ説である。柳瀬は、民主主義的意義と自由主義的意義から裁判員制度の義を捉える見解も民主主義基礎づけ説として区別する。
- 16 官報号外第159回国会衆議院会議録第15号5頁〔野沢太三法務大臣答弁〕、官報号外第159回国会衆議院会議録第12号20頁〔辻裕教委員発言〕、自由民主党政務調査会司法制度調査会（「裁判員制度と国民の司法参加に関する小委員会」）「裁判員制度の在り方について」辻裕教『司法制度改革概説6 裁判員法／刑事訴訟法』（商事法務、2005）352頁〔資料30〕、酒巻・前掲注（12）11頁。いずれも基本的には国民の信頼を得ている、あるいは国民から評価されている、国民から支持されているなどとして従来の刑事司法を肯定的に捉えている。この点につき、柳瀬・前掲注（15）77頁、108-109頁および同頁注5も参照。
- 17 「精密司法」について、松尾浩也「刑事訴訟の日本の特色—いわゆるモデル論とも関連して—」法曹時報46巻7号26頁。こうした「精密司法」は、結果として有罪である場合が圧倒的である

とされる。もっとも、この立場からは、有罪が圧倒的なのは調書を詳細・綿密に検討して高度に嫌疑がある場合に公訴提起されることに起因していると主張される。したがって、極めて高い有罪率は、そうした精緻な刑事司法の取組みによる成果と理解される。

- 18 例えば、日本弁護士連合会「司法改革に関する宣言（その1：平成2年5月25日，その2：平成3年5月24日，その3：平成6年6月5月27日）」（司法制度改革審議会第2回議事録（平成19年9月2日開催）・房村司法制度調査部長説明資料等資料5）。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/dai2kai-append/hsamura5.html>（2017/04/10アクセス）

司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会の委員として裁判員制度の検討にも携わった池田修（当時裁判官）は、「これまでの職業裁判官のみによる刑事裁判を否定的に評価し、これを改めるためには司法を職業裁判官の手に取り戻し、国民自らが主権者として裁判を導入すべきであるなどといった意見も見られた」という認識を示している（池田ほか・前掲注（12）4頁）。同様に、国民主権あるいは民主主義から基礎づける見解が従前の裁判を否定的に解していたという指摘について、柳瀬・前掲注（15）107-114頁。

- 19 日本弁護士連合会・前掲注（18）「司法改革に関する宣言」。
- 20 葛野・前掲注（14）8頁。
- 21 葛野・前掲注（14）8-9頁。また、裁判員制度と「精密司法」の克服について葛野尋之「裁判員制度と刑事司法改革」法社会学第79号（2013）57頁は、精密司法には「取調べと供述調書への強度の依存、それに起因する公判中心主義の後退と捜査の裁判支配、虚偽自白と誤判、手続の適正さの弛緩という『ひずみ』」が内在的な構造的問題としてあり、この「ひずみ」を解消する刑事手続改革によって裁判員制度の真価を発揮するために公判中心主義を採用する必要があるとしている。
- 22 第32回司法制度改革審議会議事録（2001）[竹下守夫発言]。
- 23 第32回司法制度改革審議会議事録（2001）[竹下守夫発言]。また、柳瀬・前掲注（15）32頁。
- 24 第32回司法制度改革審議会議事録（2001）[竹下守夫発言]。
- 25 常本・前掲注（14）「司法権」72頁。
- 26 兼子一・竹下守夫『裁判法 [第4版第2刷・補訂]』（有斐閣，2002）24頁。また、この点について常本・前掲注（14）「司法権」72-73頁も参照のこと。
- 27 兼子一・竹下・前掲注（26）24頁。
- 28 緑・前掲注（13）41頁，四宮・前掲注（13）37頁。また、福井・前掲注（13）37頁は、「『裁判員制度を支える民主主義とは、多数決原理ではなく、公共の問題解決のための討議に市民が参加することが重要であるという参加の原理である』と理解されるべきなのである」としている。福井引用部分につき、後藤昭「裁判員裁判と判決書、上訴審のあり方—司法研究報告書を素材として—」刑事法ジャーナル19号（2009）28頁，緑・前掲注（13）40-42頁。
- 29 緑・前掲注（13）41頁。

- 30 緑大輔「裁判員制度における出頭義務・就任義務と『苦役』」一橋法学2巻1号（2003）319頁。この点、柳瀬・前掲注（15）230頁は、今次の司法制度改革が共和主義的憲法観に基づく討議民主主義理論と共通した理念があり、その一環として提言された裁判員制度も共和主義的憲法観に基づく討議民主主義理論によってより説得的な正当化が可能と解している。もっとも、柳瀬は、日本国憲法の一般的な解釈論としては討議民主主義理論を採用すべきとまでは考えているわけでない点には注意が必要である（同頁）。
- 31 緑・前掲注（30）318-319頁。
- 32 葛野・前掲注（14）4頁、葛野・前掲注（21）「裁判員制度と刑事司法改革」39頁。
- 33 葛野・前掲注（14）8頁。
- 34 酒巻・前掲注（12）11頁は、「参加する裁判員に対して、判断するべき事柄が分かりやすくかつ正確に示されなければならないはず」と指摘している。
- 35 裁判員制度導入に伴うより具体的な刑事司法の変革については、後藤昭「刑事司法における裁判員制度の機能」後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』（国際書院、2010）96-105頁を参照されたい。
- 36 常本・前掲注（14）「司法権」72頁。また、酒巻匡ほか・前掲注（12）12頁 [常本照樹発言]。
- 37 常本・前掲注（14）「司法権」73頁。
- 38 常本・前掲注（14）「司法権」73頁。
- 39 常本・前掲注（14）「司法権」73頁。
- 40 常本・前掲注（14）「司法権」73頁。
- 41 池田ほか・前掲注（12）4頁は、審議過程において一部職業裁判官のみによる従来の刑事裁判を否定的に評価して、「これを改めるためには司法を職業裁判官の手から取り戻し、国民自ら主権者として裁判を行う制度を導入すべきであるなどといった見解も見られた」という。
- 42 渡辺千原「司法制度改革論議における『常識』の位置」立命館法学310号（2006）529頁は、「現在の司法改革は、明治維新における近代的司法制度の導入や戦後改革に匹敵する大改革と言われる」と述べる。他方で、市民の自発的な運動による下からの改革とはいえないが、「市民のため」・「利用者にとって」というような市民や利用者を意識した司法制度改革は目指されていたという点は二つの改革とは異なる特徴を有していたとも述べている。
- 43 第62回司法制度改革審議会議事録（2001）[井上正仁発言]。なお、井上委員は「国民的基盤」が将来見直すときに大事であるという点を確認している。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/dai62/62gijiroku.html>（2017/04/09アクセス）
- 44 飯・前掲注（7）141頁。
- 45 三島聡「裁判員制度の意義」三島聡編『裁判員裁判の評議デザイン—市民の知が活きる裁判を目指して』（日本評論社、2015）5頁注1。なおそこでは、柳瀬・前掲注（15）が審議会委員および座長の発言や法務大臣答弁から裁判員制度の民主主義的基礎づけ説が明確に否定されて

いると主張した点に対して、三島は「あいまいなところを残したまま裁判員法が制定されたとみるべきでないか」と主張される。

46 酒巻・前掲注(12) 11頁。

47 葛野・前掲注(14) 6-9頁。

48 もっとも、従来の刑事司法に対する評価によって、「より望ましい」や「より公正・適正な」という表現の含意は異なる点に注意が必要である。

この点、緑・前掲注(13) 41頁は、「単に市民の刑事司法への理解の増進や「一般国民の『健全な社会常識』」の反映として裁判員制度を位置づける理解ではなく、司法における民主主義の実現の一環として裁判員制度を位置づけるべきということになる」としている。そこでは、裁判員法上、裁判員に出頭就任義務が課せられているところ、理解増進や「健全な常識」といった目的が憲法上の規範に直接結びつかない政策的なものであって出頭就任義務を正当化できるのか、という疑問を提示している。

49 「裁判員」という名称は、第43回司法制度改革審議会における有識者ヒアリングで、松尾浩也東京大学名誉教授によって提案されたものである(第43回司法制度改革審議会議事録)。松尾は、事実認定と量刑を分担する方式ではなく、国民と裁判官が協働して手続を行う方式の方が適切とした(松尾浩也「刑事裁判と国民参加」法曹時報第60巻9号13頁)。

50 法務省「Ⅱ 国民の期待に応える司法制度」『司法制度改革審議会意見書—21世紀を支える司法制度—』41頁。 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-2.pdf> (2017/04/16アクセス)

51 法務省・前掲注(50) 41頁。

52 司法制度改革審議会・第26回配付資料別紙3：法務省「国民の期待に応える刑事司法の在り方について」 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/dai26/26siryou3.html> (アクセス日：2017/04/16)

53 中島徹「刑事手続における『主権』と『人権』」ジュリスト1334号(2007) 184頁。

54 中島・前掲注(53) 186頁。

55 葛野・前掲注(14) 9頁。

56 葛野・前掲注(21) 57頁。緑・前掲注(13) 44頁も、「参加する市民の理解と納得なくして、この制度を実質的に運用していくことは困難である。民主主義に基づく説明は市民の理解と納得のためにも有用であると思われる」という。

57 四宮・前掲注(13) 37-38頁は、わかりやすい裁判がこれまで否定的に理解される調書中心の裁判を衰退させることになり、このことが被告人の利益にもなると主張する。

58 福井・前掲注(13) 37頁。

59 後藤・前掲注(14) 4頁。また、福井・前掲注(13) 38頁、三島・前掲注(45) 7-8頁も同旨。

60 法務省・前掲注(10) 102頁。

- 61 後藤・前掲注（14）9頁.
- 62 後藤・前掲注（14）9頁.
- 63 後藤・前掲注（14）9頁.
- 64 三島・前掲注（45）8頁.
- 65 新屋達之「裁判員制度の合憲性」大宮ローレビュー第9号（2013）142頁.
- 66 新屋・前掲注（65）142頁.
- 67 新屋・前掲注（65）143頁.
- 68 田中成明「今次司法制度改革と『法の支配』」法の支配 第180号（2016）78頁は、国民の司法への主体的に参加が強調されがちであるが、裁判過程で裁判官に説明責任を果たさせているとともに、職権行使を監視するという自由主義的権力コントロール機能を第一次的なものとして正しく位置づけるべきとする.
- 69 葛野・前掲注（14）9頁、四宮・前掲注（13）37頁.
- 70 今関源成「参加型司法」全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』（日本評論社、2005）182頁は、「裁かれる者の立場に立った場合、（誰でもその可能性はある）、公正な扱いを求めるのは当然であろう。『同胞による裁判』というだけでは納得できない」との指摘をしている.
- 71 福井・前掲注（13）40頁.
- 72 福井・前掲注（13）41頁.
- 73 福井・前掲注（13）41頁. この指摘自体は、佐伯仁志「裁判員裁判と刑法の難解概念」法曹時報61巻8号（2009）7頁の引用である.
- 74 村井敏邦『裁判員のための刑事法ガイド』（法律文化社、2008）25頁.
- 75 例えば、田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』（有斐閣、1996）6頁は、「手続保障とは、口で言うは易いが、実際にこれを貫徹するのは難しいことである。真実の発見に奉仕するための手続的要求である場合はよいが、真実発見に矛盾してでも貫くべき手続的保障の場合は、ある意味では社会通念や常識を乗り越える必要がある」と述べている.
- 76 高田昭正「黙秘権について—歴史的意義と現代的意義」季刊刑事弁護38号（2004）64頁.
- 77 松村良之ほか『日本人から見た裁判員制度』（勁草書房、2015）254頁.
- 78 同様の懸念を示すものとして、中島徹「刑事手続における『主権』と『人権』」ジュリスト1334号（2007）186頁.
- 79 伊東裕司ほか「裁判員研究の現状とこれから（法と心理学会第16回大会ワークショップ）」法と心理第16巻1号（2016）94-96頁 [伊東裕司].
- 80 小宮友根「裁判員は何者として意見を述べるか」法社会学第79号（2013）63-84頁を参照されたい.
- 81 小宮・前掲注（80）78頁. 他方で、裁判員に固有の経験を用いる場合には、比較的「健全な常

識」を明確にできるとも述べられている点には注意が必要である。

- 82 中島・前掲注(53) 186頁. なお、五十嵐二葉『こう直さなければ裁判員制度は空洞になる』(現代人文社, 2016) は、「裁判員の負担軽減」をキーワードに適正手続の破壊が起こっているという裁判員制度の危機を指摘している。現状認識としては興味深い指摘であり、五十嵐は市民参加を維持し、裁判員制度の見直しを提言している。もっとも、市民参加それ自体が適正手続保障との関係で限界を抱えていると考える本稿との関係では裁判員制度に対する見方を異にしているように思われる。
- 83 中島・前掲注(53) 186頁.
- 84 内田・前掲注(2) 28頁参照.
- 85 最判平成24年2月13日刑集66巻4号482頁.
- 86 例えば、亀井源太郎ほか『プロセス講義 刑事訴訟法』(信山社, 2016) 402-403頁 [堀田周吾] は、裁判員制度の今後の課題として控訴審・上告審との関係を挙げる。
- 87 長谷川真里ほか「法的推論と法教育—心理学的研究の到達点と法教育への可能性(法と心理学第11回大会ワークショップ)」法と心理学11巻1号(2011) 85頁 [外山紀子].

Safeguards for Human Rights of the Accused and Protection of Due Process in the Saiban-in System

SATO Nobuhiko*

Abstract

The rate of participation in appointment as a lay judge in Saiban-in trials—trials under the lay judge system implemented in May 2009—has declined so much, that the purpose of Article 1 of the Saiban-in Act has not been realized. The stated purpose of the Saiban-in Act was to improve public understanding of and trust in the judicial process. However, such trust could not have been realized in any case if the lay-judge system actually weakened the protection of human rights of the accused. This essay considers the Saiban-in system from the viewpoint of due process and protection of human rights of the accused.

There is an ideological confrontation between conventional criminal justice and the Saiban-in system. The Saiban-in system has been argued to bring about “more fair and appropriate criminal trials” by allowing citizens to participate in the administration of justice. There, the Saiban-in system is not “for the accused” but is considered as a beneficial “system for the general public.” In such discussions of the Saiban-in system, it seems that the rights of the accused are not sufficiently taken into account. Whether a lay-judge who is drawn from the general public can recognize and respect the rights of the accused is an open question. It is vital that citizens who participate as judges in criminal trials understand the rights of the accused.

Keywords

Saiban-in system, Due process, Reform of the judicial system, The egregious miscarriages of justice, Misjudged case, Criminal proceeding

* Correspondence to: SATO Nobuhiko
Graduate School of Core Ethics and Frontier sciences, Ritsumeikan University
56-1, Toji-in Kitamachi, Kita-ku, Kyoto, 603-8577
E-mail: bunohiko@outlook.com